

議案第53号説明資料

令和2年11月30日

大磯町森林環境譲与税基金条例

資料

制定概要	1
制定内容	1
参考資料1	
森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の概要	2～3
参考資料2	
森林環境税及び森林環境譲与税の仕組み	4

産業観光課

大磯町森林環境譲与税基金条例

1 制定概要

森林の有する公益的機能の維持のため、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号。以下「法」という。）が施行され、令和元年度から森林の整備及び促進に関する施策に対し、国から県及び市町村に森林環境譲与税が譲与されることとなりました。

森林環境譲与税の使途として、法第34条第1項各号に掲げる施策に必要な財源に充てることとなっており、本町では、森林環境譲与税を活用し、事業を実施しています。現時点では、森林環境譲与税の全額を財源に事業を執行しておりますが、今後、森林環境譲与税の増額が見込まれるため、必要に応じ、各年度で発生する執行残金の積立てを行うことを目的として、本条例を制定するものです。

2 制定内容

第1条（設置）

法第34条第1項各号に掲げる施策に要する財源に充てるため、大磯町森林環境譲与税基金を設置することを定めます。

第2条（積立て）

基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定めます。

第3条（管理）

基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないこと及び必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができることを定めます。

第4条（運用益金の処理）

基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入することを定めます。

第5条（繰替運用）

町長は、財政上必要と認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることを定めます。

第6条（処分）

基金は、第1条に規定する施策に要する財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができることを定めます。

第7条（委任）

この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定めます。

附 則

この条例の施行期日は、公布の日とすることを定めます。

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の概要

パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税を創設する。

◎ 森林環境税の創設 [令和 6 年度から課税] [令和 6 年 1 月 1 日施行]

納税義務者等：国内に住所を有する個人に対して課する国税

税 率：1,000 円（年額）

賦課徴収：市町村（個人住民税と併せて実施）

国への払込み：都道府県を経由して税収の全額を交付税及び譲与税特別会計に直接払込み

◎ 森林環境譲与税の創設 [令和元年度から譲与] [平成 31 年 4 月 1 日施行]

譲与総額：森林環境税の収入額（全額）に相当する額（注 1）

譲与団体：市町村及び都道府県

使 途：（市町村）間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用
（都道府県）森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用

譲与基準：（市町村）総額の 9 割に相当する額を私有林人工林面積 (5/10)、林業就業者数 (2/10)、人口 (3/10) で按分
※市町村の私有林人工林面積は、林野率により補正
（都道府県）総額の 1 割（注 2）に相当する額を市町村と同様の基準で按分

使途の公表：インターネットの利用等の方法により公表

（注 1）令和 5 年度までの間は、暫定的に交付税及び譲与税特別会計における借入れにより対応。

借入金は、後年度の森林環境税の税収の一部をもって確実に償還。

（注 2）制度創設当初は、都道府県への譲与割合を 2 割とし、段階的に 1 割に移行。

〈参考〉

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律：関係条文

(森林環境譲与税の使途)

第34条 市町村は、譲与を受けた森林環境譲与税の総額を次に掲げる施策に要する費用に充てなければならない。

一 森林の整備に関する施策

二 森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用（公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十六号）第二条第二項に規定する木材の利用をいう。）の促進その他の森林の整備の促進に関する施策

2 都道府県は、譲与を受けた森林環境譲与税の総額を次に掲げる施策に要する費用に充てなければならない。

一 当該都道府県の区域内の市町村が実施する前項各号に掲げる施策の支援に関する施策

二 当該都道府県の区域内の市町村が実施する前項第一号に掲げる施策の円滑な実施に資するための同号に掲げる施策

三 前項第二号に掲げる施策

3 市町村及び都道府県の長は、地方自治法第二百三十三条第三項の規定により決算を議会の認定に付したときは、遅滞なく、森林環境譲与税の使途に関する事項について、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

森林環境税及び森林環境譲与税の仕組み

